

市営住宅が 建て替え・集約化へ

3月議会が24日(木)に閉会となりました。今議会は、補正予算と2022年度の予算が審議され、様々な意見、要望などが出されました。新年度の予算の中から市営住宅の建て替え・集約化について報告します。

現在、市営住宅の耐震性のない住宅は下表のとおりであり、建物の老朽化が顕著で耐震化が急務であるとしています。川口市は建て替え・集約化によって耐震化すること。市内の県営住宅の割合が25%と低いため、埼玉県へ県営住宅を増やすことを要望していること。また、集約化による余剰の敷地を、地域のニーズに沿った用途に活用することができるとしています。

新年度予算には飯塚地区の市営住宅・県営住宅を県営住宅として建て替えるための基本構想策定・測量委託料が。その他の6市営住宅を上青木に集約化するための実施設計や測量の委託料がそれぞれ計上されています。これから住民説明会が上青木住宅を始めとして行われます。

住民のみなさんへの丁寧な説明と、要望・意見を聞き、誠実な対応が求められます。

●耐震性の無い市営住宅一覧

朝日2丁目	築69年
上青木	築63年
元郷	築60年
乙女山	築55年
安行領家	築55年
元郷2丁目	築50年
飯塚	築69年

※飯塚住宅は市営住宅と県営住宅が隣接しています。
各住宅は合わせて213戸となります。
(築年数が50年以上のため、新規入居者は募っていない状況です。)



2022年4月3日 No.1650
日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

3月市議会閉会日に 「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」 を全会一致で採択

3月市議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻という暴挙が世界を揺るがす中で行われました。衆議院・参議院でのロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議があげられ、地方でも同様に決議する議会がある中、川口市議会でも閉会日に「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を自民党・公明党・日本共産党・立憲民主党・川口青嵐会の全会派が賛成し採択しました。その全文を報告します。

「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続くなか、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准した。そして、同24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。

その後、停戦をめぐる交渉が幾度となく続けられているが、双方の隔たりは大きいと見られ、合意にはいまだ至っていない。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、さらに、原子力発電所への攻撃、何の罪もない子どもたちをも含めた民間人への攻撃は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

よって、本市議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力をあげるとともに、国際社会とも連携し、ウクライナに対する人道支援を含め、事態への迅速かつ厳格な対応を強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月24日
川口市議会

「川口駅周辺まちづくりビジョン」 発表へ

3月23日、昨年から行われていた「川口駅周辺まちづくりビジョン策定検討会」の第3回検討会が行われました。議題は、2月から3月2日にかけて行われたパブリックコメント等の意見について。また、「川口駅周辺まちづくりビジョン(案)」の修正内容について報告がありました。パブリックコメントは52通128件、ビジョンを修正する等の意見としては9点上げられており、人口増加だけでなくこれからの減少局面も捉えるべきとの意見や、党市議団が主張するバリアフリーやユニバーサルデザインの推進についても、修正点となりました。

委員からは今後どのような方法でまちづくりを進めて行くのが重要であること。また、追加された内容として、川口駅西口のリアや川口西公園との連携など文化施設の更なる集積を図る観点としているが、具体的にどのようなことなのかなどの意見が出ました。

また、関西学院大学教授山崎氏からは市民参加でのまちづくりには、成長して学んでいく場が重要であり、沢山の人びとでまちづくりを進めていくためには、プロセスの見える化が必要であること。例えばSNSを使った情報提供やニュースの発行など、具体的に進め方や考え方が変わっていくことが見えるようにしていかないと、市民自身が“私たちが決める”ためには時間がかかるとの意見が出されました。

3月議会の一般質問では、美術館建設を栄町3丁目だけでなく、川口駅西口のリア横も建設予定地として積極的に検討することが答弁され、ビジョンの中の「都市機能」についても、これまで“働き、活動し、憩うための機能”としていたものを、“働く場や文化・芸術に親しめる場等“など文化・芸術を重点として内容が修正されました。

住民が主役の都市計画とするためにも、今回のビジョン作成の中で提起された市民参加の「ワークショップ」は重要です。地域住民の計画づくりへの参加と合意形成が不可欠であり、徹底した市民参加を進める必要があります。



知っ得情報

国民年金保険料を 払うことができない時は申請を

20歳になったら国民年金の被保険者になります。同時に国民年金保険料の納付が求められますが、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」があります。

問 私は、収入が少なく国民年金の保険料を払うことができません。何か手立てはありますか。

答 申請免除の制度があります。

次の5つの場合のいずれかに該当すれば全額免除になります。

- ① 前年の所得が(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円以下であるとき。
- ② 加入者本人又は加入者の世帯全員が生活保護法の生活扶助以外の扶助(住宅扶助、医療扶助など)を受けているとき。
- ③ 地方税法に定める障害者、寡婦、ひとり親であって、前年の所得が135万円以下であるとき。
- ④ 天災、失業などで保険料を納めることが著しく困難であるとき。
- ⑤ 配偶者の暴力から避難していることにより、保険料を納めることが困難なとき。

問 私は2人家族で控除対象配偶者は妻ですが、詳しく教えてください。

答 あなたの場合は①に該当するかどうかで判断されますので、前年所得が(1+1)×35万円+32万円=102万円以下であれば全額免除になります。

問 申請方法を教えてください。

答 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は川口市役所の国民年金課(本庁舎3階)、各支所や駅前行政センターまたは、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。申請書の提出は市役所の上記の窓口か、浦和年金事務所に提出できます。なお、免除された期間の保険料は追納することができます。

問 今年度の年金は7月から納付が始まりますが減免対象はいつからですか。

答 申請をした時からとなりますので早めの相談や手続きをお勧めします。

問い合わせは

浦和年金事務所 048-831-1638
川口市役所 国民年金課 048-259-7666